政策評価・独立行政法人評価委員会名で処理する事務の 独立行政法人評価分科会への付託について(案)

> 平 成 17 年 11 月 日 政策評価・独立行政法人評価委員会決定

政策評価・独立行政法人評価委員会令(平成12年政令第270号)第5条第6項の規定に基づき、独立行政法人評価分科会の議決をもって政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の議決とする事項を以下のとおり定める。

- (1) 「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)において、「政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人に関する公表資料を取りまとめ、公表するものとする(独立行政法人に関する報告のためのブックレット等の定期的作成)」とされたことを受け、毎年度委員会名で発行する「独立行政法人総覧」及び「独立行政法人評価年報」の作成及び発行に関すること
- (2) その他、独立行政法人のみを対象する定型的な内容のもので、委員会名で定期的に発行する刊行物の作成及び発行に関すること。

(参 考)

○ 政策評価·独立行政法人評価委員会令(平成 12 年政令第 270 号)

(分科会)

第5条 1~5(略)

- 6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とす ることができる。
- 〇 政策評価·独立行政法人評価委員会議事規則(平成 13 年 1 月 26 日)

(議事)

第三条 委員会は、分科会の議決をもって委員会の議決とする事項については、あらかじめ、委員の三分の二以上の多数により、その旨を議決することができる。

(分科会の運営)

第五条 1~2(略)

3 前二項に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。